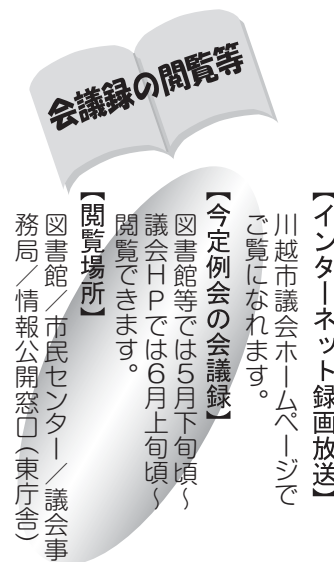


# 本会議における 代表質疑・議案質疑

〔質疑をした会派名〕

今定例会では延べ26名の議員が質疑を行いました。



## 代表質疑 市政・教育行政方針について

〔やまぶき会〕〔公明党〕〔民主党〕  
〔市民フォーラム〕〔日本共産党〕〔自由民主党〕

**問**「四つの川越づくり」と地方創生の関係で今後特に力を入れる事業は。

**答**オリンピック関連事業や、長年の懸案であった川越駅西口市有地の利活用に取り組んでいきたい。更に、地域会議を中心に地域づくりに取り組んでいく。

**問**川越産農産物のブランド化に期待することは。

**答**安定した農業経営が堅

の教育政策に関する方向性の明確化が図られる。

**問**安心な街づくりの為に地域会議の中心になる自治会への支援の仕方は。

**答**地域会議への人的・財政的支援を通して、地域全体及び自治会等各種団体の活動の活性化が図られるよう、地域と協働してより住み良い地域づくりを推進していきたい。

**問**地方創生を生かす為の圏央道の活用への考えは。

**答**圏央道は、埼玉県区間の整備が進み、災害時緊急輸送ルートへの役割も期待できる。緊急物資等の集積拠点となりうる川越工業団地への新ルートについて、他の路線と整備順位を考慮し検討する。

**問**小中学校普通教室へのエアコン導入計画は。

**答**平成27年度の全小学校32校の空調設備設置基礎調査の結果を踏まえ、市の財政状況等を考慮し、最適な整備手法等を検討し、導入を実施していく。

**問**新河岸駅周辺地区整備事業の今後のスケジュールはどうか。

**答**橋上駅舎整備を平成27年度から着手する予定であり、平成29年度の完成を目指す。併せて、東西駅前広場及び駅前通り線等の整備、雨水対策を進める。

**問**新たな教育委員会はどのような制度となるのか。

**答**新たな教育委員会制度では、教育行政の責任体制を明確にするため、教育委員長と教育長を一本化した新教育長が設置され、教育委員会の代表となる。また、市長自らが主宰し、市長及び教育委員会による総合教育会議が設置される。同会議において、市長が教育委員会と協議して、教育行政に関する目標や根本的な方針を定めた教育の振興に関する施策の大綱を策定する。

**問**荒川や入間川に対する国の治水事業について、市の認識は。

**答**荒川や入間川については、国土交通省による治水事業が取り組まれてお

り、堤防整備や樋管改築が着実に進められているところである。このような機会をとらえ、流域における出水実績等を十分にふまえた上で、国土交通省や埼玉県へ積極的に働きかけていく。

**問**健康寿命を延ばすため今後どのように取り組むか。

**答**健康に関する次期計画においては、早い時期から健康づくりに取り組むよう、ライフステージ毎の目指す姿を掲げている。今後も専門的知識を取り入れ、積極的に先進的な事例等を調査・研究し、関係機関等と市が一体となり、健康寿命の延伸を図っていききたい。

**問**「子育てが楽しい川越づくり」の具体的な政策展開を伺う。

**答**保育所持機児童解消に向けた取組や、多子世帯等を対象とした家事・育児ヘルパー派遣、子育ての情報提供や相談業務の充実等に係る事業を行う。

**問**2016年度にも中学校へのエアコン導入の進捗はどうか。

**答**ミドルリーダーとはど

報道があったが本当か。

**問**平成27年度予算に空調設備設置基礎調査業務委託料を計上して、その結果を踏まえ、順次導入を実施していく、ということである。

**問**市長と新教育長との関係についてどうあるべきと考えるか。

**答**新教育長が市長から直接任免されるが、議会の同意が必要である。総合教育会議では、両執行機関の意見を協議、調整すること、中立的、安定的な教育行政を行える。

**問**松江町交差点の改良に向けた取組について。

**答**この交差点は、ボトルネックによる交通渋滞が著しく、安全で円滑な通行の支障となっている。交差点から北側に向かう県道川越上尾線のうち、約35m区間を早急に事業着手する必要があることから、市が主体となつて暫定的に改良し、日常の交通環境の改善を図るものである。

る。

**問**新たな教育委員会はどのような制度となるのか。

**答**新たな教育委員会制度では、教育行政の責任体制を明確にするため、教育委員長と教育長を一本化した新教育長が設置され、教育委員会の代表となる。また、市長自らが主宰し、市長及び教育委員会による総合教育会議が設置される。同会議において、市長が教育委員会と協議して、教育行政に関する目標や根本的な方針を定めた教育の振興に関する施策の大綱を策定する。

**問**荒川や入間川に対する国の治水事業について、市の認識は。

**答**荒川や入間川については、国土交通省による治水事業が取り組まれてお

り、堤防整備や樋管改築が着実に進められているところである。このような機会をとらえ、流域における出水実績等を十分にふまえた上で、国土交通省や埼玉県へ積極的に働きかけていく。

**問**健康寿命を延ばすため今後どのように取り組むか。

**答**健康に関する次期計画においては、早い時期から健康づくりに取り組むよう、ライフステージ毎の目指す姿を掲げている。今後も専門的知識を取り入れ、積極的に先進的な事例等を調査・研究し、関係機関等と市が一体となり、健康寿命の延伸を図っていききたい。

**問**「子育てが楽しい川越づくり」の具体的な政策展開を伺う。

**答**保育所持機児童解消に向けた取組や、多子世帯等を対象とした家事・育児ヘルパー派遣、子育ての情報提供や相談業務の充実等に係る事業を行う。

**問**2016年度にも中学校へのエアコン導入の進捗はどうか。

**答**ミドルリーダーとはど

る。

**問**新たな教育委員会はどのような制度となるのか。

**答**新たな教育委員会制度では、教育行政の責任体制を明確にするため、教育委員長と教育長を一本化した新教育長が設置され、教育委員会の代表となる。また、市長自らが主宰し、市長及び教育委員会による総合教育会議が設置される。同会議において、市長が教育委員会と協議して、教育行政に関する目標や根本的な方針を定めた教育の振興に関する施策の大綱を策定する。

**問**荒川や入間川に対する国の治水事業について、市の認識は。

**答**荒川や入間川については、国土交通省による治水事業が取り組まれてお

り、堤防整備や樋管改築が着実に進められているところである。このような機会をとらえ、流域における出水実績等を十分にふまえた上で、国土交通省や埼玉県へ積極的に働きかけていく。

**問**健康寿命を延ばすため今後どのように取り組むか。

**答**健康に関する次期計画においては、早い時期から健康づくりに取り組むよう、ライフステージ毎の目指す姿を掲げている。今後も専門的知識を取り入れ、積極的に先進的な事例等を調査・研究し、関係機関等と市が一体となり、健康寿命の延伸を図っていききたい。

**問**「子育てが楽しい川越づくり」の具体的な政策展開を伺う。

**答**保育所持機児童解消に向けた取組や、多子世帯等を対象とした家事・育児ヘルパー派遣、子育ての情報提供や相談業務の充実等に係る事業を行う。

**問**2016年度にも中学校へのエアコン導入の進捗はどうか。

**答**ミドルリーダーとはど

る。

**問**新たな教育委員会はどのような制度となるのか。

**答**新たな教育委員会制度では、教育行政の責任体制を明確にするため、教育委員長と教育長を一本化した新教育長が設置され、教育委員会の代表となる。また、市長自らが主宰し、市長及び教育委員会による総合教育会議が設置される。同会議において、市長が教育委員会と協議して、教育行政に関する目標や根本的な方針を定めた教育の振興に関する施策の大綱を策定する。

**問**荒川や入間川に対する国の治水事業について、市の認識は。

**答**荒川や入間川については、国土交通省による治水事業が取り組まれてお

り、堤防整備や樋管改築が着実に進められているところである。このような機会をとらえ、流域における出水実績等を十分にふまえた上で、国土交通省や埼玉県へ積極的に働きかけていく。

**問**健康寿命を延ばすため今後どのように取り組むか。

**答**健康に関する次期計画においては、早い時期から健康づくりに取り組むよう、ライフステージ毎の目指す姿を掲げている。今後も専門的知識を取り入れ、積極的に先進的な事例等を調査・研究し、関係機関等と市が一体となり、健康寿命の延伸を図っていききたい。

**問**「子育てが楽しい川越づくり」の具体的な政策展開を伺う。

**答**保育所持機児童解消に向けた取組や、多子世帯等を対象とした家事・育児ヘルパー派遣、子育ての情報提供や相談業務の充実等に係る事業を行う。

**問**2016年度にも中学校へのエアコン導入の進捗はどうか。

**答**ミドルリーダーとはど

る。

**問**新たな教育委員会はどのような制度となるのか。

**答**新たな教育委員会制度では、教育行政の責任体制を明確にするため、教育委員長と教育長を一本化した新教育長が設置され、教育委員会の代表となる。また、市長自らが主宰し、市長及び教育委員会による総合教育会議が設置される。同会議において、市長が教育委員会と協議して、教育行政に関する目標や根本的な方針を定めた教育の振興に関する施策の大綱を策定する。

**問**荒川や入間川に対する国の治水事業について、市の認識は。

**答**荒川や入間川については、国土交通省による治水事業が取り組まれてお

り、堤防整備や樋管改築が着実に進められているところである。このような機会をとらえ、流域における出水実績等を十分にふまえた上で、国土交通省や埼玉県へ積極的に働きかけていく。

**問**健康寿命を延ばすため今後どのように取り組むか。

**答**健康に関する次期計画においては、早い時期から健康づくりに取り組むよう、ライフステージ毎の目指す姿を掲げている。今後も専門的知識を取り入れ、積極的に先進的な事例等を調査・研究し、関係機関等と市が一体となり、健康寿命の延伸を図っていききたい。

**問**「子育てが楽しい川越づくり」の具体的な政策展開を伺う。

**答**保育所持機児童解消に向けた取組や、多子世帯等を対象とした家事・育児ヘルパー派遣、子育ての情報提供や相談業務の充実等に係る事業を行う。

**問**2016年度にも中学校へのエアコン導入の進捗はどうか。

**答**ミドルリーダーとはど

のようなものか。

○ミドルリーダーとは、学校の教育活動の組織的な推進のために、各分掌等の機能を果たし、学校運営の中心的な役割を担っていく中堅教員のこと

である。その中堅教員層が少ないことから、新たな研修会を設け、学校の課題解決や管理運営、後輩教員の育成等に当たる人材の育成に努める。

## 議案第1号 行政手続条例の一部改正

〔公明党〕

○「行政指導の中止等の求め」で中止を申し出た側への不利益はあるか。

権により処分又は行政指導を行うため、申出人の情報が相手方に開示されることはなく、不利益は受けないと考えている。

○この制度は、行政指導の相手方の権利利益の保護を図るもので、申し出たことを理由に何らかの影響を受けることはない。

○手続が不当に乱用されることがあっても、市の責務として、適切かつ毅然とした行政指導を行うことが求められており、これを行うため、影響は無いと考えている。

○「処分等の求め」を申し出た側に不利益な事は出ないか。

○「処分の求め」を申し出た側には、適切かつ毅然とした行政指導を行うことが求められており、これを行うため、影響は無いと考えている。

○申出人に関する情報は、個人情報保護条例により保護され、また、市の職

無いと考えている。

## 議案第4号

### 文化芸術スポーツ振興基金条例

〔やまぶき会〕

○川越市文化芸術スポーツ振興基金条例を定める目的は何か。

○事業実施に必要な財源を安定的に確保し、文化芸術やスポーツを育むま

ちづくりを長期的、継続的に推進するため、基金を設置するものである。

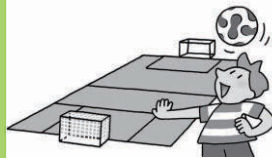
で市民にとってのメリットは何か。

○基金はどのような活用を考えているのか。

○寄附者の意向に沿った活用ができ、確かな事業実施を見込める。これにより、本市文化芸術及びスポーツの振興を継続的に推進できると考える。

○文化芸術及びスポーツの振興を図るための事業の実施を考えている。平成27年度は、市内小学生等を対象とした、文化芸術体験事業やジュニアアスリート育成事業などを予定している。

○基金条例を定めること



## 議案第9号 介護保険条例の一部改正

〔日本共産党〕

○特養老人ホーム入所要件はどうなるのか。

はないか、見解を伺う。

○平成27年4月1日以降の入所要件は、原則、要介護3以上となる。

○第6期計画期間の保険料は、川越市介護保険事業計画等審議会で慎重に審議いただいたところ、高齢者を取り巻く社会情勢の著しい変化が予測される中、一定程度の蓄えも必要であるとの意見が多かったのも事実で、将来に亘る保険料の負担の平準化も一定程度見据えた上で、枯渇させないよう判断したものである。

○介護保険の準備基金の保有額は平成26年度末でどれ位の額になるのか。

○基金の保有額は、平成26年度末で約19億8千万円となる見込みである。

○溜め込んでいる同基金から一人1万円保険料を引き下げが実現できる

○現行保育料と比較して保育料がどうなるのか。

## 議案第18号 保育料等に関する条例

〔公明党〕〔日本共産党〕

○今回の保育料が増加する世帯に対して、どのように対応するのか。

○一定期間の経過措置を設け、年少扶養3人以上の世帯に対して、実際の年少扶養人数を反映した保育料とすることで、保育料が上がる世帯がないよう配慮している。

○年少扶養控除該当者3人以上の世帯に対して、一定期間の経過措置を設け、制度変更による保育料の増額を軽減することとしている。

○ひとり親家庭の優先利用はどうなるのか。

○県が平成27年4月に実施を予定している仮称多子世帯保育料軽減事業に

○平成27年4月入所から入所の選考基準である、保育所入所基準指数表の「ひとり親家庭」の指数を、従来よりも有利になるよう加点したところである。

○県の仮称多子世帯保育料軽減事業の詳細は示されておらず、対象児童が0歳から2歳児のみで、3歳から5歳児は対象とされていない。また、何年間、補助するのも不明となっている。

○現行は、入所が決定した方のみ

○本市としては、新たな財政負担が生じるので、慎重に検討していきたいと考えている。

○入所が決定しない方が2次募集をした際、入所決定の有無を通知すべきではないか。

○現行は、入所が決定した方のみ

○他市の状況を踏まえて、今後検討していく。

